

他人の債務の誤想弁済における弁済受領者の利得消滅：民法七〇七条一項と民法七〇三条との関係について

笹川, 明道
神戸学院大学法学部

<https://doi.org/10.15017/7597>

出版情報：法政研究. 72 (3), pp.395-413, 2006-01-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

他人の債務の誤想弁済における弁済受領者の利得消滅

——民法七〇七条一項と民法七〇三条との関係について——

笹川明道

- 一 はじめに
- 二 民法七〇七条一項の立法趣旨
- 三 民法七〇七条一項の要件・効果
- 四 民法七〇七条の類推適用の可否
- 五 おわりに

一 はじめに

債務者ではない者が錯誤により自分を債務者であると考えて、他人の債務を弁済することがある（以下ではこれを「誤想弁済」と称する）。その例として、相続人ではない者が自己を相続人であると誤信して相続債務を弁済する場合や、無効な債務引受をした者がそれを有効であると誤信して弁済を行う場合などを挙げることができる。⁽¹⁾このような弁済は第三者弁済としての効力を持たないため、本来であれば、不当利得を理由に弁済者は弁済受領者（債権者）に対して給付の返還を請求できる。しかし、民法七〇七条一項は、「債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によってその債権を失ったときは、その弁済をした者は、返還の請求をすることができない」と定める。この規定は、誤想弁済を有効と信じた債権者の一定の作為または不作為によって、債権者が真の債務者に対して債権を行使することが困難になったり不可能になったとき、弁済受領者たる債権者を免責するものである。この場合、債権者に対する請求ができなくなった弁済者は、七〇七条二項の規定によって債務者に対して求償を行うべきことになる。

ところで、不当利得の一般的規定である民法七〇三条によれば、善意の受益者は、「利益の存する限度において：返還する義務を負う」とされるため、利得の消滅を理由に返還義務の滅免を主張しうる（以下ではこれを「利得消滅の抗弁」と称する）。債権の行使が事実上不可能になることを利得の消滅と解するならば、弁済受領者の保護の点で結局七〇七条一項は七〇三条と内容的に重複することになる。

本稿では、まず民法七〇七条一項の立法趣旨を検討した上で、この規定が民法七〇三条との関係で独自の意義を有するかどうかについて考える。そして、それを踏まえて民法七〇七条一項が適用（または類推適用）される範囲について若干の考察を行うことにしたい。

二 民法七〇七条一項の立法趣旨

1 立法経緯の概観

講学上、民法七〇七条は、不当利得の原則規定（民法七〇三条）の《例外》を定めたものとして、「特殊の不当利得」などといった項目の中で説明されることが多い^②。この背景の一つとして、両者の母法の違いがあると思われる。すなわち、七〇三条はドイツ法（およびスイス法）に由来しているとされるの^③に対し、七〇七条一項はフランス法に由来する規定と一般的に考えられている^④。

フランス法においては、民法典に不当利得の一般的規定は置かれておらず、準契約（quasi-contrat）の一つとして非債弁済（paiement de l'indu）の規定が置かれるという構成になっている。また、日本法やドイツ法のような一般的な利得消滅の抗弁は認められていない。フランス民法典では、非債弁済において限定された範囲で例外的に善意の受益者を保護する数個の規定が分散して置かれているにすぎない^⑤。そのような例外的な規定の一つにフランス民法一三七七条二項がある。一三七七条の規定は次のとおりである。

「第一三七七条 ①錯誤によって債務者であると信じた者が負債を弁済したときは、その者は、債権者に対して返還請求権を有する。

②ただし、この権利は、弁済ののちに債権者がその証書を毀滅した場合には、終了する。ただし、真実の債務者に対する弁済者の求償を妨げない。^⑥」

明治二三年（一八九〇年）に公布された旧民法財産編には、このフランス民法一三七七条と類似する、つぎのような規定が置かれた。

「第三百六十五条 弁済ヲ受ケタル者カ債権者ナルモ債務者ニ非サル者ヨリ之ヲ受ケタルトキハ弁済者カ錯誤ニテ弁済ヲ為シタルトキニ非サレハ其取戻ヲ許サス

債権者カ弁済ヲ受ケタル為メニ善意ニテ債権証書ヲ毀滅セシトキモ亦取戻ヲ許サス

右二箇ノ場合ニ於テ弁済者カ事務管理ノ訴権ニ依リ又ハ代位弁済ノ規則ニ依リ真ノ債務者ニ対シテ有スル求償権ヲ妨ケス」

旧民法においては、フランス民法一三七七条二項と同様、証書の毀滅のみが免責事由として挙げられ、担保の放棄や時効による債権喪失については触れられていない。

そして、この規定に修正を加えるという形で、明治民法の七〇七条が制定された。法典調査会において、修正案七一条（現行の七〇七条に相当）を提案した穂積陳重は、「既成法典デハ善意ニテ証書ヲ毀滅シタト云フ場合丈ケヲ規定シテアリマスガ是デハドウモ狭マ過ギル」として、フランス民法制定後に諸国で出来た法典を参考にして、担保の放棄および時効による債権喪失を追加することを述べた。⁽⁷⁾⁽⁸⁾ 穂積陳重の提案した原案はそのまま採用され、「債務者ニ非サル者カ錯誤ニ因リテ債務ノ弁済ヲ為シタル場合ニ於テ債権者カ善意ニテ証書ヲ毀滅シ、担保ヲ抛棄シ又ハ時効ニ因リテ其債権ヲ失ヒタルトキハ弁済者ハ返還ノ請求ヲ為スコトヲ得ス」という民法七〇七条一項の規定となった。⁽⁹⁾ なお、法典調査会では、この規定と修正案七一条（現行の七〇三条に相当）との関係については特に議論されていない。

2 立法趣旨に関する見解

(一) 七〇七条一項は「機縁主義」の規定か

民法七〇七条一項が、他人の債務の誤想弁済があつた場合に、その有効性を信頼したために不利益（真の債務者に対して債権を行使することが困難になったり、あるいは債権そのものが消滅する）をこうむつた債権者を保護する規定であることには争いはない。¹⁰⁾

民法七〇七条一項の文言では、「債務者でない者が錯誤によつて債務の弁済をした」ことが要件とされている。この「錯誤によつて」という語のとらえ方によつて、七〇七条一項の不当利得法における位置づけも変わりうると思われる。

第一の立場として、「錯誤によつて」というのは、「誤つた弁済が弁済者の容態（人の意思によつて支配することの可能な行動・態度・判断）に基因することを、要求する趣旨」であるにとらえる見解がある。¹¹⁾ この立場では、民法七〇七条一項は、「二種の機縁主義」¹²⁾ に基づくものとなる。つまり、相手方に（弁済の有効性について）誤つた信頼が生じる原因を弁済者が作つたことを理由に、誤つた信頼から生じた結果について弁済者に負担を負わせたのが民法七〇七条一項の趣旨ということになる。¹³⁾ この規定の提案者である穂積陳重もこの立場をとつていたようであり、法典調査会において旧民法財産編三六五条二項（現行の七〇七条一項の基礎となる規定）について「此規定ノ根本ノ精神ハ自分ノ過失ニ因ツテ他人ニ損害ヲ及ボスト云フコトヲ許サヌト云フコトカラ規定シテ居リマスルノデアリマセウ」と述べている。¹⁴⁾ このように民法七〇七条一項を機縁主義的にとらえる立場だと、民法七〇七条一項は不当利得の一般原則である七〇三条には存在しない独自の保護を弁済受領者に与えた特則であるという理解につながりやすいと思われる。¹⁵⁾ そして、民法七〇七条一項を七〇三条の特則と考えた場合、「証書の滅失・損傷」「担保の放棄」といった要件の充足は、利得の消滅とは別個の問題として検討されることになる。従来の学説の大多数は、以上のような立場を前提としているものと思われる。

これに対して、第二の立場として、「錯誤によって」という語を、単に「自己に債務がないのに、それを知らない（で弁済した）」という事実を意味するに過ぎないとする見解を想定しよう。つまり、自分に債務がないのに自己の債務の弁済として他人の債務を弁済した場合、自己の債務の不存在を知っていれば「狭義の非債弁済」（これは民法七〇五条によって不当利得返還請求権が排除される）に該当するが、そうでなければ「錯誤によって」なされた弁済に該当するという立場である。この立場では、「錯誤によって…弁済をした」とは、要するに「七〇五条の『狭義の非債弁済』には該当しない非債弁済」があつたという意味になり、弁済者の帰責性の要素を度外視するため機縁主義からは離れることになる。このように解すると、七〇七条一項において弁済受領者を、民法七〇三条に比べて特別に保護する必要は薄れ、弁済受領者の保護を利得消滅の問題の延長線上で考えやすくなる。

(二) 私見

私は、前記の二つの立場のうち、後者をとりたい。

フランス法では、一般に非債弁済において弁済者が返還請求をするための要件として弁済者の「錯誤」が要求されてきたが、⁽¹⁶⁾日本民法はそのような立場をとらずに、ドイツ法と同じく法律上の原因のない給付があつたとき給付者は一般に「錯誤」の証明なしに不当利得返還請求ができるものとされている。⁽¹⁷⁾これにより、錯誤の証明ができないために返還請求が挫折するという弊害を防ぐことができる（その代わりとして、債務の不存在を知つてなされた弁済においては不当利得返還請求権が七〇五条によって排除されるものとされた）。他人の債務の誤想弁済の場合も、弁済者は義務のない給付をしたのであるから、弁済の事実（自己の債務として弁済したこと）、および自己の債務の不存在を証明すれば「錯誤」を積極的に証明する必要はないと解すべきであろう。⁽¹⁸⁾そうすると、「錯誤」という語には、強い意味はなく、

「七〇五条に該当しない」という消極的な意味があるに過ぎないと考えられる。また、フランス法では、「錯誤」は弁済者の返還請求権を根拠づけるための要件であり、七〇七条一項を機縁主義的にとらえる立場のように「錯誤」を弁済者の帰責性を根拠づけるものとしてみるのは、趣旨が逆であるように思われる。

他人の債務の誤想弁済が、一般の非債弁済と本質的に同質のものであるとすれば、この場合についてだけ特別に弁済受領者を保護する必要性は薄い。確かに、フランス法では、受領されたものが金銭の場合は利得の消滅があっても返還義務に影響しないため、¹⁹⁾ フランス民法一三七七条二項（日本民法七〇七条一項の母法となる規定）は、返還義務の制限を認める特例としての意義を有する。しかし、日本民法は、不当利得の原則規定においてドイツ法流の利得消滅の抗弁を定めており、ドイツ法の下では利得消滅の抗弁と機能的に重複することになる日本民法七〇七条一項のような規定は存在しない。藤原正則教授は、「七〇三条の存在を前提とするわが国の規定の下では、「七〇七条一項が」他人の債務の誤想弁済の局面に即して利得消滅の抗弁を具体化し」ている、という「評価も可能であろう」とする。²⁰⁾ 私は、民法七〇七条一項を利得消滅の抗弁と同質のものにとらえる考えを積極的に支持したい。²¹⁾

三 民法七〇七条一項の要件・効果

以下では、民法七〇七条一項と民法七〇三条との関係を論じるのに必要な限りで、民法七〇七条一項の要件（およびそれに付随して効果）についてみていきたい。

1 他人の債務が存在すること

民法七〇七条が適用されるためには、債権を現実には有する者に対して弁済がなされたことが必要であり、実際には他人の債務が存在しないのにそれがあるという誤信に基づいて第三者弁済がなされた場合は、弁済受領者が証書を滅失するなどしても、本条は適用されないとされる。⁽²²⁾ 私もこれに賛成する。そのような場合、(他人に対する)債権が初めから存在しないため、証書の滅失などがあつたとしても弁済受領者には不利益が生じず、七〇三条の利得消滅の抗弁も成立しないからである。

2 錯誤による他人の債務の弁済

七〇七条一項にいう「債務者ではない者が錯誤によって債務の弁済をした」とは、一般には、他人の債務を自己の債務と誤信し、債務者として弁済したことを意味するとされる。⁽²³⁾

保証人でない者が自己に保証債務があるものと誤信して弁済したときは、厳密には他人の債務の弁済ではない。しかし、従来、判例・学説⁽²⁴⁾により、この場合も七〇七条一項の「適用」が認められるとされ、その理由として「実質的には他人の債務であり、これを有効な弁済と誤信して受領する債権者を保護すべき点では他人の債務の弁済と同一」⁽²⁶⁾であることなどが挙げられてきた。連帯保証人・連帯債務者の場合も同様とされる。⁽²⁷⁾ 私も、これらの場合に弁済受領者を保護すべきことには賛成する。ただし、保証人等、自己の債務の弁済の場合には民法七〇七条一項が「類推適用」される(あるいは、七〇三条の利得消滅の抗弁が適用される)とする方がより適切ではなからうか。⁽²⁸⁾ なお、民法七〇七条一項にはなかった「他人の債務の弁済」という文言が、現在では本条の見出しで明記されたことを付言しておきたい。

3 証書の滅失・損傷、担保の放棄、時効による債権喪失

民法七〇七条一項によれば、誤想弁済において、弁済を受領した債権者が不当利得返還義務を免れる場合として、次の三つが定められている。すなわち、(一) 証書の滅失又は損傷、(二) 担保の放棄、(三) 時効による債権の喪失、である。以下では、それぞれの場合ごとにみていきたい。

(一) 証書の滅失、損傷

従来の「証書ヲ毀滅シ」という文言について、判例は、単なる文理解釈をしておらず、債権者が実際に債権を行使できなくなったか否かを重視した解釈をしている。これは、実質的にいえば、利得の消滅があったか否かを判断しているのと同じといえる。⁽²⁹⁾

具体的には、証書の⁽³⁰⁾毀滅として、「証書を破棄して全然証拠力を失却せしめたる場合」のほか、「債権者に於て其証書に横線を施し或は債務者名下の印影を塗抹したる如き場合」、「証書を債務者又は弁済者に返還する等債権者の支配を離れ債権者が自由に之を立証方法に供すること能はざるに至りたる場合」が挙げられている。⁽³¹⁾

これに対し、たとえ証書が債権者の支配を離れるなどしても、債権者が権利を行使するのに影響がない場合は、証書の毀滅にはあたらない。たとえば、手形金が誤って弁済され、手形債権者が弁済者に手形を引き渡したとしても、弁済者が「手形の返還を申し出てその履行の提供をした以上、他に特段の事情「手形返還の申出が時機に遅れたため手形による権利行使が不能又は困難になるなど」のない限り…・証書の毀滅にあたりとすることはでき」ないとされた。⁽³²⁾

(二) 担保の放棄

担保の放棄にあたるものとして、抵当権の抹消や質物の返還などがある。担保の放棄についても、証書の毀滅の場合と同様、債権者が実際に債権を回収できなくなったかどうかという観点から、民法七〇七条一項の適用の可否を判断すべきである⁽³²⁾と考える。たとえば、人的担保の放棄（保証人の責任の免除など）の場合、免責行為が錯誤（民法九五条）により無効となる⁽³³⁾ときは、債権者に利得消滅は生じていないため、民法七〇七条一項を適用すべきではないと思われる⁽³³⁾。

(三) 時効による債権の喪失

時効による債権の喪失についても、債権の時効消滅という事実だけをもって、機械的に七〇七条一項を適用すべきではなく、実際に債権者の権利行使が不可能になって⁽³⁴⁾いるかをどうかをみる必要がある。判例でも、身元保証人でない者が、身元保証人であると誤信して、使用者の損害を賠償した事例で、使用者（債権者）の被用者（債務者）に対する損害賠償請求権（不法行為に基づく）が短期消滅時効で消滅したとしても、使用者が被用者に対し他に不当利得返還請求権を有している場合には、七〇七条一項は適用されないとした⁽³⁵⁾ものがある。

(四) 小括

「証書の滅失・損傷」、「担保の放棄」、「時効による債権の消滅」という民法七〇七条一項の要件の充足の有無は、その文言だけを基準にして判断されるべきではない。誤想弁済を受けた債権者が原債権を行使できなくなると、実質的な「利得の消滅」が起こっているかどうかを、判断の軸とすべきである。その意味で、民法七〇七条一項は、民法七〇三条を破る特則というよりも、民法七〇三条と連続した規定（もっと言えば、民法七〇三条にのみ込まれてしまう規定）⁽³⁵⁾とみるのが適切であると思われる⁽³⁵⁾。

また、民法七〇七条一項の文言では、単に「弁済者は、返還の請求をすることができない」とあつて効果がオール・オワ・ナッシングなものであるかのように見える。しかし、この規定を民法七〇三条と連続的なものと考えれば、返還義務が制限されるのは、債権者（弁済受領者）の利得が消滅した限度であると解すべきである。たとえば、担保の放棄によつて債権全体の二〇パーセントが回収不能になつた場合に、債権者が全部免責されるとするのは効果が過大であり、回収不能になつた二〇パーセントの限度でのみ返還義務が減少すると解すべきであろう。

四 民法七〇七条の類推適用の可否

以下では、民法七〇七条一項と民法七〇三条との関係をみるため、七〇七条の類推適用の可否に関する二つの事例を考へたい。

1 第三者弁済が民法四七四条二項により無効である場合

〔設例1〕

Bは、A銀行に対し手形金債務を負っていたにもかかわらず、債務の存否を争い、弁済を拒んでいた。Bの親族であるCは、この状況を憂慮してBに無断で手形金をAに支払い、Aから手形の引渡しを受けた。

この場合、単なる親族にすぎないCは「利害関係を有しない第三者」であり、Cが「債務者[B]」の意思に反して「弁済をしているため、この弁済は無効である（民法四七四条二項）。そうすると、Aは受け取った金銭をCに返還すべ

きことになるし、CはBに対して求償できないことになる。しかし、かりにこの事例において、民法七〇七条の類推適用が可能であるとする、「証書を滅失」したAが不当利得返還義務を免れたり、CがBに対して求償できる可能性が開かれる。

設例のような事案で、大審院の判例は、民法七〇七条の類推適用を否定した⁽³⁶⁾。その理由は、「民法第四七四条第二項ハ第三者ノ弁済ヲ好マサル債務者ノ意思感情ヲ尊重スル為メ設ケラレタル規定ナルカ故ニ斯カル關係ナキ場合ニ関スル同法七〇七条ヲ右第四七四条第二項ノ場合ニ準用セントスル論旨ハ同条ノ立法趣旨ヲ解セサルニ出テタルモノニシテ左袒シ難シ」というものであった。これに対し、学説では、四七四条二項がそもそも合理性の乏しい規定であることや、取引の安全を尊重すべきことを理由に七〇七条の類推適用を肯定するものが有力である⁽³⁷⁾。

私見を述べると、この種の事例は、あえて民法七〇七条の問題とする必要はなく、民法七〇三条の問題として構成することができる。民法七〇三条を適用した場合にどうなるかによって結論が決定されると思われる。つまり、民法七〇三条で救済されないような者であれば民法七〇七条（の類推適用）で救済する必要はなく、反対に民法七〇三条で救済されるような者であればそのまま救済すべきである。たとえば、かりに債権者が証書の滅失によって原債権の行使ができなくなっているのであれば、「利得の消滅」があるといえるため、弁済者に対する不当利得返還義務は債権者が「善意」ならば七〇三条によって消滅し、原債権も目的の到達（つまり、債権の目的物である金銭を保持できること）によって消滅する⁽³⁸⁾。そうすると、弁済者は自己の出捐によって債務者に免責を得させたことになるため、債務者に対する求償が可能となると考えられる（これは民法七〇七条二項の帰結と同じである）。

2 供託金取戻請求権への転付命令が無効であった場合

〔設例2〕

Aは、X（国）に対して供託金五二五万円の取戻請求権を有していた。Yは、この権利を目的とする転付命令を得て、Xから払渡しを受けた。しかし実はこの転付命令は無効であった。そこで、XはYに対し五二五万円を不当利得として返還請求した。他方、Yはこの払渡しが無効であると信じた結果、A所有の不動産に対する強制競売事件の配当手続において、この転付命令の執行債権を計算書から除外していた（もしYがその債権を加算していれば、Yは八六万余円多い配当額を受け得た）。Aは現在無資力である。

最判昭和六二年四月一六日判時一二四二号四三頁では、このような事案において、民法七〇七条一項を類推適用してYの不当利得返還義務を減免できるかどうか争われた。原審は類推適用を認め八六万余円の範囲でYの不当利得返還義務を軽減していたが、最高裁は原審を破棄して七〇七条一項の類推適用を否定した。最高裁はその理由をつぎのように述べている。

「けだし、この場合は単に供託官が誤って正当な債権者以外の者に供託元利金の払渡しをしたという事実があるにすぎず、転付命令取得者に対する供託元利金の払渡行為と右転付命令の執行債権の消長とは法律上何ら関係がないのであって…同項「七〇七条一項」を類推して適用すべき根拠を欠くからである」

民法七〇七条は「債務者でない者が債権者に弁済する」という事例であるのに対し、この事案は「正当な債権者でな

「い者が債務者から弁済を受ける」という事例であるため、まったく事例が異なる。それゆえ、「七〇七条を類推して適用すべき根拠を欠く」というのは、たしかにその通りであろうと思われる。しかし、最高裁が「転付命令取得者に対する供託元金の払渡行為と右転付命令の執行債権の消長とは法律上何ら関係がない」ということについては、疑問を感じる。なぜならば、Yは、有効な弁済があったものと信じたことが原因で、八六万余円を受け取る機会を失ったのであるから、誤った払渡行為と債権が回収不能になったこととの間には因果関係があると思われるからである。したがって、民法七〇七条一項の類推適用は無理だとしても、民法七〇三条の適用によってYの不当利得返還義務が軽減される余地はあったと思われる。⁽³⁹⁾

五 おわりに

以上に述べたように、民法七〇七条一項は、「特殊の不当利得」の規定というよりむしろ不当利得の一般原則規定である民法七〇三条と内容的に重なる規定である（この点で、民法七〇七条一項と利得消滅の抗弁との連続性を説いた藤原正則教授の論は正当と思われる）。私見では、民法七〇七条一項の適用の可否は、民法七〇三条の利得消滅の抗弁と同じく利得の消滅があったか否か（この場合、利得の消滅は、真の債務者に対する債権の行使が事実上不可能になったか否かで判断される）で判断されるべきであり、また利得の消滅が部分的なものにすぎないときは（たとえば、担保の放棄によって債権が部分的に回収不能となった場合）、その限度でのみ返還義務が減少すると解すべきである。そのため、七〇七条一項の規定は、日本民法においては利得消滅の事例の一部を例示する以上の意味はないものと思われる。⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾

〔注〕

(1) なお、この他の例として、「ある者が自己の飼犬が他人に噛み付いたと思つて損害を賠償したが、実際には他者の犬が噛み付いていた場合」や、「交通事故の共同加害者の一人が損害を賠償したが実際には他の加害者のみが責任を負っていた場合」などが挙げられる（渡邊力「誤想弁済者による給付型不当利得と求償型不当利得との関係」ドイツにおける判例・学説の検討を通じて——法政論集二〇一号五—二頁（二〇〇四年））。

(2) たとえば、我妻栄『債権各論 下巻一』（岩波書店・一九七二年）（一七〇二）、加藤雅信『事務管理 不当利得』（三省堂・一九九九年）一九四頁など。

(3) 加藤・前掲注(2)五—、五二頁。

(4) 我妻・前掲注(2)（一七〇九）、藤原正則『不当利得法』（信山社・二〇〇二年）七〇頁。なお、この藤原教授の著書は、民法七〇七条と民法七〇三条（利得消滅の抗弁）との連続性を意識的に論じた最初の文献と思われ、本稿は、この著書に啓発されるところが大きい（ただし、我妻・前掲注(2)（一七〇九）にも、ドイツ民法学説を援用する形で、七〇七条が利得消滅の抗弁と同様の趣旨を含むことを示唆する記述がある）。

(5) フランス民法一三七七条二項、一三七九条、一三八〇条参照。

(6) 訳は法務大臣官房司法法制調査部『法務資料四四一号 フランス民法典——物権・債権関係——』（一九八二年）によつた。

(7) 法典調査会議事速記録（商事法務版二四七頁）によれば、フランス民法一三七七条のほかに、オランダ民法一三九七条、イタリア民法一一四六条、モンテネグロ民法五九七条、スペイン民法一八九九条、ベルギー民法草案一一一五条が参照されている。

なお、このうちイタリア民法を例に取ると、当時の旧イタリア民法一一四六条二項では誤想弁済の場合において債権証書の滅失に加えて、担保の滅失が弁済受領者の免責事由とされており、現行イタリア民法二〇三六条一項にもそれと同旨の規定がある。

(8) なお、未定稿本・民法修正案理由書六〇七頁では、次のように同趣旨のことが述べられている（句読点は筆者による補充）。

「本条ハ、既成法典財産編第三六五条第二項及ヒ第三項ニ聊カ修正ヲ加ヘ、不当弁済取戻ノ例外ヲ規定セリ。蓋シ債権者ハ債務者以外ノ者ヨリ弁済ヲ受クルコトヲ得ルハ固ヨリ法律ノ認ムル所ナレハ、債務者ニ非サル者カ錯誤ニ因リテ債務ノ弁済ヲ為シ之カ為メニ債権者ニ損害ヲ及ホスコトヲ得サルハ当然ノ事タルヘシ。而シテ既成法典ハ単ニ債権者カ善意ニテ証書ヲ毀滅シタル場合ニ於テノミ弁済ノ取戻ヲ許サスト規定スト雖モ、頗ル狭キニ失シテ債権者ノ保護ニ欠クル所アリト云ハサルヘカラス。何トナレハ、債権者カ弁済ヲ受ケタルカ為メ以後其債権ヲ行使セスシテ時効ニ係ラシメタル場合ノ如キ、或ハ担保ノ必要ヲ認メテ之ヲ放棄シタル場合ノ如キハ、債権者ノ利害ニ取り証明ノ方法タル証書ヲ毀滅シタル場合ト其間ニ差別ヲ立ツヘキ理ナケレハナリ。故ニ本案ハ既成法典第三六五条二項ニ右二個ノ場合ヲ増補シテ本条第一項ノ規定ヲ設ケ債権者ノ保護ヲ全カラシメタリ。其他本条第二項ハ

既成法典同条第三項ト同一ニシテ既成法典ノ如ク求償權行使ノ方法ヲ明示スルハ其必要ナキニ因リ之ヲ削除シタルニ過キス。

(9) ただし、「証書ヲ毀滅シ」の後にある読点は原案にはなかつたようである(速記録・前掲注(7)二四六頁参照)。

(10) たとえば、四宮和夫『事務管理・不当利得』(青林書院・一九八一年)一五〇頁は次のように述べる。

「債務者でない者(A)が—真実の債務者はBであるのに—自分を債務者だと誤信して弁済した場合には、非債弁済となるはずであるが、債権者(C)が有効な弁済を受けたと誤信し、そのために、真正の債権について実行を困難にする事由が生じたり、真正の債権そのものが消滅してしまった場合には、債権者(C)の信賴を保護する必要を生ずる。そこで、弁済者(A)の非債弁済による不当利得返還請求権を消滅させたのである」。

(11) 同右一五一頁。

(12) 同右。

(13) 谷口知平・甲斐道太郎編『新版 注釈民法(18)』(有斐閣・一九九一年)六八〇頁「石田喜久夫」、藤原・前掲注(4)七三頁。

(14) 速記録・前掲注(7)二四七頁。

(15) ただし、七〇七条一項だけでなく七〇三条の利得消滅の抗弁をも機縁主義的にとらえる立場では、両者は統一的に理解されうる。たとえば、藤原正則教授は、七〇七条一項を機縁主義的にとらえつつ(藤原・前掲注(4)七三頁)、七〇三条について「非債弁済の不当利得に関しては、弁済者の錯誤に基づく弁済の受領者の信賴を保護するのが現存利得の役割である」として(同一四七頁)、七〇七条一項が利得消滅の抗弁を具体化したものと評価しようとする(同七一頁)。

(16) なお、吉井啓子「フランスにおける非債弁済をめぐる近時の理論状況—錯誤要件を中心として—」磯村保ほか編『民法学の課題と展望(石田喜久夫古稀記念)』(成文堂・二〇〇〇年)七四九頁以下によれば、「客観的非債弁済」とよばれる場合(弁済者が非債務者で受領者が非債権者のケース)については、フランス法でも錯誤要件を不要とする判例が近時出てきていとされる。これに対し、「主観的非債弁済」に該当する、他人の債務の誤想弁済の場合には、判例で錯誤の必要性は特に問題とされていないとされる(同七五四頁)。

(17) 藤原・前掲注(4)六〇頁。錯誤要件の弊害については、吉井・前掲注(16)七五一—七五二頁参照。

(18) 藤原・前掲注(4)七五頁。四宮・前掲注(10)一五一頁も同旨か。ただし、民事訴訟法学説では、弁済者が錯誤の証明責任を負うとされる(たとえば、小室直人「不当利得返還請求権の主張・立証責任」谷口還暦(2)(有斐閣・一九七一年)一九二頁)。

(19) これに対し、受領されたものが特定物(corps certain)である場合は、偶然的事故によって物が滅失したときに、受領者の負っていた返還義務が消滅しうる(フランス民法一三七九条参照)。Flour, Aubert et Savaux, Les obligations 2. Le fait juridique, 10^e éd., 2003, n° 28.

(20) 藤原・前掲注(4)七二頁。なお、同三五五頁では、より直截に「誤想弁済者Aの返還請求を封じる形で、弁済受領した債権者Cの利得消滅の抗弁を定型化したのが、同条「七〇七条一項」の規定だといえる」と書かれている。

(21) 判例および学説では一般に、心神喪失者が他人の債務を弁済した場合には、民法七〇七条一項の適用がないものとされ（大判昭和十一年一月二二日新聞四〇八〇号一〇頁）、その理由として「誤想弁済者への」帰責の契機がないこと（藤原・前掲注(4)七三頁）などが挙げられる。しかし、私見では、民法七〇七条一項の適用においては、民法七〇三条の利得消滅の抗弁と同じく弁済者の過責の有無は問題とすべきではないと考えるため（七〇三条の解釈において弁済者の過責を問題とすべきでないことについては、拙稿「英米不当利得法における『事情変更の抗弁』—民法七〇三条の『利得消滅の抗弁』との比較の観点から—」神戸学院法学三二巻二号三九四頁（二〇〇二年）で論じた）、心神喪失者が他人の債務を弁済した場合にも、七〇七条一項の適用がありうるものと考ええる。

(22) 大判明治三十四年三月二八日民録七輯三巻八八頁、四宮・前掲注(10)一五〇頁、石田・前掲注(13)六八一頁など。

(23) 我妻・前掲注(2)二七〇二、四宮・前掲注(10)一五〇頁。

(24) 大判昭和六年四月二二日民集一〇巻二一七頁（身元保証人に関する）。

(25) 我妻・前掲注(2)二七〇二、四宮・前掲注(10)一五〇頁。

(26) 我妻・前掲注(2)二七〇二。

(27) 我妻・前掲注(2)二七〇二、四宮・前掲注(10)一五〇頁。

(28) 藤原・前掲注(4)七二頁でも、この場合「七〇七条が類推適用される」とされ、また利得消滅の抗弁を主張しうることも指摘されている。

(29) 証書の滅失・毀損の場合であっても、法律的にみれば債権は残っているのであるから、果たしてそれを「利得の消滅」といえるのかという疑問が出されるかもしれない。しかし、民法七〇三条の利得消滅の抗弁に関する事案を例にとると、誤払いされた金銭を弁済受領者が第三者に預けていたところ、弁済受領者が善意である間に第三者が無資力になったという場合には、形式的には弁済受領者が第三者に対して債権を有しているとしても、実質的にみて金銭を回収できなくなっているときは利得の消滅があったといえる（最判平成三年一月一九日民集四五巻八号二二〇九頁の傍論参照）。したがって、債権の行使が事実上不可能になった場合は、一般に利得の消滅と解して差し支えないように思われる。

(30) 学説は一般に、「証書」とは「債権の存在を証明する書面」の意味であるとする。これに対し、判例には、より狭く、「債権ヲ証明スル目的ヲ以テ債務者自ら又ハ第三者カ債務者ノ為メニ発行シタル証書」をいうと判示したものがあつた（大判昭和八年一〇月二四日民集一二巻二五八〇頁）。事案は、運送船の全部備船者が、船員の過失で運送中に滅失した貨物について、自らに損害賠償

義務があるものと誤信して荷主に賠償し（実際には船主が賠償義務者）、荷主から貨物引換証その他の関係書類の引渡しを受けてこれを毀滅した後に、民法七〇七条二項に基づいて船主に対し賠償したというものである。大審院は、これらの書類が本条にいう「証書」にあたらぬとして、賠償を認めなかった。学説の多くは（たとえば、我妻・前掲注(2)(一七〇三)、四宮・前掲注(10)一五二頁）、この判決を批判して、賠償金を返還した上で改めて船主にかかっていたかなければならない荷主にとって酷である、と指摘する。私もこの判決の示した「証書」の範囲は狭すぎると考える。「その書類がないと債務者に対する債権の証明をなしえないもの」（四宮・前掲注(10)一五三頁）であれば、その書類を失うことは利得の消滅に該当すると思われるため、それら書類を本条の「証書」から外す理由はないと思われる。

(31) 大判明治三七年九月二七日民録一〇輯一一八一頁。なお、法典調査会において、穂積陳重も「此処ノ毀滅ト云フノハ焼イタリ剖イタリ或ハ印形ヲ消シタリスル計リデアリマセヌ固ヨリ棄テテ仕舞ツタトカ何ントカ云フ風ノ場合又其証書ハ法廷ニ提出シ得ベキ有様デナイ者ノ手ニ在ルト云フヤウナ風ノ場合ハ何ンデアリマスガ兎ニ角此証書ト云フモノガ其持ツテ居ルベキ者ノ手ニ無ク為ツタト云フモノハ一般ニ含ミマスル積リデアリマス」と述べている（速記録・前掲注(7)二四八頁）。

(32) 最判昭和五三年一月二日判時九一三号八七頁。

(33) 我妻・前掲注(2)(一七〇五)、四宮・前掲注(10)一五三頁。

(34) 大判昭和六年四月二二日民集一〇卷二一七頁。

(35) なお、英米法においては、「事情変更の抗弁」(change of position) という法理のもとで、日本民法の七〇三条にあたる事例と七〇七条一項にあたる事例（ただし、これまで私が確認できたのは消滅時効による債権喪失に相当する事実のみ）とが一元的にとらえられている。これに関しては、拙稿・前掲注(21)三七四—三七五頁、三八一—三八二頁参照。

(36) 大判昭和一七年一月二〇日新聞四八一五号一七頁。

(37) 我妻・前掲注(2)(一七〇九)、四宮・前掲注(10)一五一頁。反対するものとして、石田・前掲注(13)六八一頁。

(38) 藤原・前掲注(4)七二頁は、本件のような場合に関し、「仮に七〇七条の類推適用が認められなくても、債権者が弁済の有効性を信頼したために権利行使が困難になったことを、債権者に利得消滅の抗弁として主張することを許すなら、債権者は債権を代償として誤想弁済者に譲渡することになり、同条を類推したのと結果は同じである」と指摘する。その上で、「ここで七〇七条の類推を排除するというなら、債務者の意思を重視して弁済受領者の信頼は保護されないという評価と一体でなければならぬ。したがって、債務者の反対にも関わらず弁済が有効と考えた債権者（弁済受領者）の信頼保護が観念できるか否かが、ここでの判断の分岐点である。そのように考えれば、四七四条二項という法規定が存在する以上は、予め債権者に対して債務者の第三者弁済への反対がある場合には、七〇七条は類推すべきではない」とする（同七二頁）。この文章からは、「予め債権者に対して債務者の第三

者弁済への反対」がなかった場合にどう解するかは明らかでない。第三者弁済が債務者の意思に反することを債権者があらかじめ知っていた場合は、弁済受領者は弁済が無効となる原因を知っているため「悪意の受益者」となると思われる、私見でも弁済受領者は保護されない。

(39) ただし、藤原・前掲注(4)七二頁―七三頁は、この事案について、「ここでも同条「七〇七条」の類推に仮託して、無効の転付命令により利得消滅の抗弁が認められるのか、が問われているといえる。その結論は否定的に解すべきであろう」とする。

(40) 藤原・前掲注(4)七〇頁は、民法七〇七条の意義について次のように述べる。

「七〇七条は誤想弁済者からの非債弁済の不当利得返還請求権を制限するという形で、弁済受領者(債権者)を保護している。しかし、他の選択肢としては、弁済受領者にその被った不利益(債権行使の困難または不可能)を利得消滅の抗弁(七〇三条)として主張させるという可能性もあり得る。そう考えると、同条は余計な規定だといえるかもしれない。但し、七〇七条はフランス法に由来する規定であり、ここでは(非債弁済の不当利得の要件に、弁済者の錯誤が必要だという制限はあるが)非債弁済の対象が金銭であるときは利得消滅は認められない。したがって、その限りで、七〇七条のような規定の意味は十分に存在するといえる」。

藤原教授のこの記述は、フランス法の下で「七〇七条のような規定の意味は十分に存在する」ことの説明にはなっているが、フランス法と違って金銭についても利得消滅の抗弁が認められうる日本民法の下で「七〇七条のような規定の意味は十分に存在する」ことの説明とはなっていないのではなからうか。

(41) 弁済者の債務者に対する求償権を規定する七〇七条二項の意義については、本稿では留保しておきたい。現時点では、四一の設例1の私見で示した法律構成により、かりに七〇七条二項が存在しなくても同じ結論を導くことは可能(そのため七〇七条二項の必要性も乏しい)と考えるが、これについてはあらためて検討したい。